

禁止」と、同項第七号中「所属銀行」とあるのは「所属銀行及び銀行代理業再委託者」と読み替えるものとする。

(財産的基礎)

第三十四条の三十六 法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、第三十四条の三十四第六号に規定する財産に関する調書又は同条第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項及び次条において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

一 個人 三百万円

二 法人 五百万円

2 次に掲げる者は、法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

一 個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であつて所属銀行（当該個人が銀行代理業再委託者の再委託を受けて銀行代理業を営む場合は、当該銀行代理業再委託者を含む。）が銀行代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している

者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

## 二 地方公共団体

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 個人又は法人（外国法人で国内に事務所を有しないものを除く。）であること。

二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、銀行代理業開始後三営業年度又は三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三 銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、銀行代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当するなど十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所を銀行代理業を営む者を除く。）であるときは、その営む銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別銀行代理行為（当座預金の受

入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第二条第十四項第二号に掲げる行為（所屬銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。）をいう。ロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次に掲げる特別銀行代理行為の内容の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号ハ及びニにおいて同じ。）であつてその契約の締結に係る審査に關与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合を除く。）。

(2) 法第二条第十四項第二号に掲げる行為を行わない場合 当座預金業務と資金の貸付け業務を併せて三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有

すると認められる者であること。

ロ 申請者が法人（二以上の事務所）で銀行代理業を営む個人を含む。）であるときは、その営む銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該業務を営む営業所又は事務所ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所の当該業務を統括する部署に（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所において銀行代理業を営まない法人を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別銀行代理行為を行う場合にあつては、うちそれぞれ一名以上は、次に掲げる特別銀行代理行為の内容の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合並びに申請者が保険会社その他金融庁長官が定めるものである場合を除く。）。

(2) 法第二条第十四項第二号に掲げる行為を行わない場合 当座預金業務と資金の貸付け業務に併せて三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 法第二条第十四項第一号及び第三号に規定する行為を行う場合にあつては、オンライン処理その他の適切な方法により処理する等銀行代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。

ニ 銀行代理業に関する社内規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされるなど法令等を遵守した運営が確保されると認められること。

ホ 人的構成、資本構成又は組織等により、銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(1)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) 法第二十七条及び第二十八条の規定により法第四条第一項の免許を取り消され、法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、法第五十二条の三十四第一項の規定による法第五十二条の十七第一項及び第三項ただし書の認可を取り消され、又は法第五十二条の五十六第一項の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合

(2) 長期信用銀行法第十七条において準用する法第二十七条及び第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項及び第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する法第二十七条及び第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(4) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

- (5) 中小企業等協同組合法第百六条第四項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する法第二十七条及び第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合
- (6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合
- (7) 水産業協同組合法第二百一十一条第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第二百一十一条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第二百二十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合
- (8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条第二項の規



定により解散を命ぜられた場合

(9) 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

(10) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(9)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号、次号イにおいて同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 法第五十二条の十五第一項の規定による法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一

項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項及び農林中  
央金庫法第九十五条の四第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定により法第五十六条の  
三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一  
項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条  
の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百二十四条  
の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期  
信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取  
り消された場合又は貸金業の規制等に関する法律第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登  
録の更新を拒否され、若しくは同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り  
消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第五十二条の九第一項若し  
くは第二項ただし書若しくは法第五十二条の三十六第一項若しくは貸金業の規制等に関する法律第  
三条第一項と同種類の認可若しくは許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可若しくは許可若

しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 法第二十七条若しくは法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、監査役若しくは日本における代表者又は法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 長期信用銀行法第十七条において準用する法第二十七条若しくは法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役若しくは監査役又は長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事若しくは監事又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた

## 役員

- (5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が改選を命ぜられた役員
- (7) 水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が改選を命ぜられた役員
- (8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、

経営管理委員若しくは監事

(9) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者

チ 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 前号ニ(1)から(10)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない

者

ロ 前号チに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 役員のうち前号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

六 次のいずれにも該当しないことにより、法第五十二条の三十八第一項第三号に規定する他に業務を営むことによりその銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないこと。

イ 兼業業務の内容が法令に抵触するものであること。

ロ 兼業業務の内容が銀行代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。

ハ 銀行代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつて

その契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。)であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があるであると認められるものであること(申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。)

二 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務(所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると思われるものでないものを除く。)であるときは、銀行代理業として行う法第二条第十四項第二号に掲げる行為(所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。)の内容及び方法が、次に掲げる要件のいずれにも該当していないこと。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること(事業の用に供するための資金に係るものを除く。)

(2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、銀行代理業に係る資金の貸付け又は手形

の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属銀行に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属銀行が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

ホ 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、銀行代理業に係る顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

ヘ その他銀行代理業の内容に照らして兼業業務を営むことが顧客の保護に欠け、又は所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあると認められること。

(銀行代理業の許可の予備審査)

第三十四条の三十八 法第五十二条の三十六第一項の規定による銀行代理業の許可を受けようとする者は、法第五十二条の三十七に定めるところに準じた書面を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができ。

(変更の届出)

第三十四条の三十九 法第五十二条の三十九第一項及び第二項の規定により届出を行う銀行代理業者は、



別表第二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

(標識の様式)

第三十四条の四十 法第五十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十七号に定めるものとする。

## 第二節 業務

(兼業の承認の申請等)

第三十四条の四十一 銀行代理業者は、法第五十二条の四十二第一項の規定による兼業業務の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 兼業業務の内容及び方法を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 前項第二号に掲げる書面は、銀行代理業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めら

れないことが明確となるよう記載しなければならない。

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第三十四条の三十七第六号に掲げる事項に該当するときに限り、承認しないことができるものとする。

(分別管理)

第三十四条の四十二 銀行代理業者は、法第五十二条の四十三の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方法により銀行代理行為に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所属銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

(明示事項)

第三十四条の四十三 法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 銀行代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属銀行からの権限の付与がある旨
- 二 所属銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする銀行代理行為に係る契約につき顧客

が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨

三 所属銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする銀行代理行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属銀行のために行っているときは、その旨

四 所属銀行が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属銀行の商号又は名称

2 前項各号（第一号を除く。）の所属銀行には、銀行代理業者が長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者である場合にあつては同項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、水産業協同組合法第二百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合又は農

林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合にあつては農林中央金庫を含むものとする。

(銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第三十四条の四十四 第十三条の三の規定は、法第五十二条の四十四第二項の規定による銀行代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

(預金等との誤認防止等)

第三十四条の四十五 銀行代理業者(法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等を除く。)は、金融商品の販売等(金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第一百一号)第二条第二項に規定する金融商品の販売等をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。)を行う場合には、第十三条の五第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。

2 銀行代理業者は、銀行代理行為を行う営業所又は事務所の窓口には、銀行代理行為を行う旨を顧客の目につきやすいように掲示しなければならない。

3 第一項の規定は、銀行代理行為を行わない窓口については、適用しない。

4 銀行代理業者は、顧客に対し、その営業所又は事務所の銀行代理行為を行わない窓口を銀行代理行為を行う窓口と誤認させないための措置を講じなければならない。

(他の所属銀行の同種の契約に係る情報提供)

第三十四条の四十六 銀行代理業者は、顧客の求めに応じ、第三十四条の四十三第一項第三号の他の所属銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

(個人顧客情報の取扱い)

第三十四条の四十七 第十三条の六の五から第十三条の六の七までの規定は、銀行代理業者について準用する。

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第三十四条の四十八 銀行代理業者は、銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報(その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(前条において準用する第十三条の六の六に規定する情報及び前条において準用する第十三条の六の七に規定する特別の非公開情報を除く。)をいう。)

が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（保険募集に係る業務を除く。次項において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

2 銀行代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報（その兼業業務上知り得た公表されていない情報（前条において準用する第十三条の六の六に規定する情報及び前条において準用する第十三条の六の七に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。次項において同じ。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

3 銀行代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく所属銀行に提供されないことを確保するための措置を講じなければならない。

（銀行代理業に係る社内規則等）

第三十四条の四十九 銀行代理業者は、その営む銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保する

ための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（銀行代理業者の密接関係者）

第三十四条の五十 法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める銀行代理業者と密接な関係を有する者は、当該銀行代理業者の所属銀行の特定関係者（法第十三条の二第一項に規定する特定関係者をいい、当該銀行代理業者の子会社を除く。）とする。

（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）

第三十四条の五十一 法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれのないものとして内閣府令で定めるものは、銀行代理業者が不当に取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為ではないものとする。

（所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの）

第三十四条の五十二 法第五十二条の四十五第四号に規定する所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支

障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、所属銀行が法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けた取引又は行為に係るものとする。

(銀行代理業に係る禁止行為)

第三十四条の五十三 法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その営む銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、法第二条第十四項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介をする行為（法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）

三 顧客に対し、銀行代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

四 顧客に対し、不当に、法第二条第十四項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介を行うことを条



件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

五 顧客に対し、兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、銀行代理業に係る取引の条件又は実施について不利益を与える行為

六 所属銀行に対し、銀行代理行為に係る契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げず、又は虚偽のことを告げる行為

(特定銀行代理行為)

第三十四条の五十四 法第五十二条の四十六第一項に規定する内閣府令で定める預金は、当座預金とする。

(特定銀行代理業者の営業時間等)

第三十四条の五十五 特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。第三項及び次条第二項において同じ。）の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

2 前項の営業時間は、営業の都合により延長することができる。

3 特定銀行代理業者の特定銀行代理行為（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理行為をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定銀行代理行為を行う営

業所又は事務所の当該特定銀行代理行為を行う施設以外の施設を含む。)の営業時間については、第一項の規定は適用しない。

4 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示しなければならない。

(特定銀行代理業者の臨時休業の届出等)

第三十四条の五十六 法第五十二条の四十七の規定により届出を行う特定銀行代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一 特定銀行代理行為に係る業務(第四号において「業務」という。)の全部又は一部を休止する営業所又は事務所の名称及び所在地

二 休止の理由

三 休止期間

四 業務再開予定日又は業務再開日

五 法第五十二条の四十七の規定による掲示の方法

2 法第五十二条の四十七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の三十四第一項若しくは第四項の規定により所属銀行が業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

二 法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者の休日に、特定銀行代理行為に係る業務の全部又は一部を営む特定銀行代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 特定銀行代理業者の特定銀行代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

四 法第五十二条の五十六第一項の規定により特定銀行代理行為に係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

（所属銀行の廃業等の揭示）

第三十四条の五十七 銀行代理業者は、法第五十二条の四十八の規定による揭示をするときは、所属銀行から通知を受けた内容及び当該所属銀行における預金等その他その営む銀行代理業に係る取引の処理の

方針を示すものとする。

### 第三節 経理

(銀行代理業に関する帳簿書類)

第三十四条の五十八 銀行代理業者は、法第五十二条の四十九の規定により、銀行代理業の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に定める帳簿書類（法第二条第十四項各号に規定する契約の締結の代理を行わない場合は、第三号に定めるものに限る。）を所属銀行ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 総勘定元帳 作成の日から五年間
- 二 銀行代理勘定元帳 作成の日から十年間
- 三 銀行代理業に係る顧客に対して行った法第二条第十四項各号に規定する契約の締結の媒介の内容を記録した書面 当該媒介を行った日から五年間

(銀行代理業に関する報告書の様式等)

第三十四条の五十九 法第五十二条の五十第一項の規定による銀行代理業に関する報告書は、銀行代理業

者が個人である場合においては別紙様式第十八号により、法人である場合においては別紙様式第十九号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十六号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、営業年度又は事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 銀行代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に銀行代理業に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十七条の四の規定により当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該銀行代理業に関する報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 銀行代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行代理業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査する

ものとする。

5 金融庁長官等は、その許可をした銀行代理業者の直前営業年度又は直前事業年度に係る銀行代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁（令第十七条の四の規定により当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄区域とする財務局又は福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（所属銀行の説明書類等の縦覧）

第三十四条の六十 銀行代理業者は、その所属銀行が法第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類（当該所属銀行が外国銀行支店である場合にあつては、第十九条の二第三項及び第四項に規定する書類を含む。）又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が法第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成する書類（当該所属銀行を子会社

とする銀行持株会社が外国所在銀行持株会社である場合にあつては、第三十四条の二十六第二項及び第三項に規定する書類）（以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属銀行又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社の営業年度経過後四月以内（当該所属銀行が外国銀行支店である場合又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が外国所在銀行持株会社である場合にあつては、営業年度経過後六月以内）に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 銀行代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する銀行代理業者以外の銀行代理業者にあつては、当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長））の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 銀行代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行代理業者が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

#### 第四節 監督

##### (廃業等の届出)

第三十四条の六十一 法第五十二条の五十二の規定により届出を行う者は、別表第三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

##### (許可の効力に係る承認の申請等)

第三十四条の六十二 法第五十二条の三十六第一項の許可を受けた者は、法第五十二条の五十七第三号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうか



を審査するものとする。

- 一 法第五十二条の三十六第一項の許可を受けた日から六月以内に銀行代理業を開始することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。
- 二 合理的な期間内に銀行代理業を開始することができると見込まれること。
- 三 当該許可の際に審査の基礎となつた事項について銀行代理業の開始が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

#### 第五節 所属銀行等

(所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)

第三十四条の六十三 所属銀行は、銀行代理業者の銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 銀行代理業者及びその銀行代理業の従事者に対し、銀行代理業に係る業務の指導、銀行代理業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置
- 二 銀行代理業者における銀行代理業に係る業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること

と等により、銀行代理業者が当該銀行代理業の業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、銀行代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 銀行代理業の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、銀行代理業者との間の委託契約及び銀行代理業再委託者と銀行代理業再受託者との間の再委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置

四 銀行代理業者が行う法第二条第十四項第二号に規定する行為について、必要に応じて自らが審査を行うための措置

五 銀行代理業者に所属銀行から顧客に関する情報を不正に取得させない等、顧客情報の適切な管理を確保するための措置

六 所属銀行の商号、銀行代理業者であることを示す文字及び当該銀行代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

七 銀行代理業者の営業所又は事務所における銀行代理業に係る業務に関し犯罪を防止するための措置

八 銀行代理業者の銀行代理業を営む営業所又は事務所の廃止にあたっては、当該営業所又は事務所の

顧客に係る取引が所属銀行の営業所、他の金融機関、他の銀行代理業者等へ支障なく引き継がれる等、当該営業所又は事務所の顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措置

九 銀行代理業者の銀行代理業に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

2 前項（第四号及び第八号を除く。）の規定は、銀行代理業再委託者が銀行代理業再委託者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために講じなければならない措置について準用する。この場合において、同項の規定中「銀行代理業者」とあるのは「銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業」とあるのは「再委託を受けて営む銀行代理業」と読み替えるものとする。

（銀行代理業者の原簿の記載事項）

第三十四条の六十四 所属銀行は、当該所属銀行に係る銀行代理業者に関し、法第五十二条の六十第一項の原簿（以下この条において「原簿」という。）に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 銀行代理業者の商号、名称又は氏名

二 銀行代理業者が法人であるときは、その代表者の氏名

三 銀行代理業の内容

四 銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称又は所在地

五 法第五十二条の三十六第一項の許可を受けた年月日

2 前項各号に掲げるもののほか、当該所属銀行に係る銀行代理業者が次の各号に掲げる区分に該当する場合には、当該各号に掲げる事項を原簿に記載しなければならない。

一 銀行代理業再委託者 当該銀行代理業再委託者が再委託を行う銀行代理業再委託者に係る前項各号に掲げる事項

二 銀行代理業再受託者 当該銀行代理業再受託者が再委託を受ける銀行代理業再委託者に係る前項各号に掲げる事項

3 法第五十二条の六十第一項に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

一 所属銀行の無人の営業所

二 所属銀行の外国に所在する営業所

第三十五条第一項第六号の二を次のように改める。

六の二 銀行代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（

委託した銀行代理業を再委託することについて許諾を行つた場合を含む。)

第三十五条第一項第六号の二の次に次の一号を加える。

六の二の二 法第十条第二項に規定する業務に係る契約の締結の代理又は媒介を委託する旨の契約を締結し、又は当該契約を終了した場合

第三十五条第一項第七号中「代理店の営業所を含み、」を削り、同項第十号中「解散し」を削り、「廃止することとなつた」を「廃止した」に改め、同項第十四号中「該当する者(」の下に「子会社を除く。」を加え、同項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 外国において設置した駐在員事務所の廃止又は位置の変更をした場合

第三十五条第一項第十七号中「する場合」の下に「又は当該施設の廃止若しくは位置の変更をした場合」を加え、同項第二十二号中「次号」の下に「及び第三項」を加え、同項第二十五号中「又はその子会社(第六項)」を「、その子会社又は業務の委託先(第七項)」に改め、「不祥事件」の下に「(業務の委託先にあつては、当該銀行が委託する業務に係るものに限る。)」を加え、同条第三項第六号中「解散し」を削り、「廃止することとなつた」を「廃止した」に改め、同項第十号中「該当する者(」の下に「子会

社を除く。」を加え、同項第十八号を同項第二十号とし、同項第十七号を同項第十九号とし、同項第十六号の次に次の二号を加える。

十七 劣後特約付金銭消費貸借による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債を發行しようとする場合

十八 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

第三十五条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項第二十五号」の下に「及び第四項第四号」を、「銀行」の下に「又は銀行代理業者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項第二十五号」の下に「及び第四項第四号」を、「銀行」の下に「又は銀行代理業者」を加え、「若しくは監査役又は」を、「監査役若しくは従業員又は銀行代理業者若しくはその役員若しくは」に改め、同項第一号中「銀行の業務」の下に「又は銀行代理業者の銀行代理業の業務」を加え、同項第二号中「（昭和二十九年法律第百九十五号）」を削り、同項第五号中「銀行の業務」の下に「又は

銀行代理業者の銀行代理業の業務」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「又は銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）」を「銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）又は銀行代理業者」に、「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同項第一号中「第一項第六号の二」を「第一項第六号の三」に改め、同項第四号中「前項第十七号」を「第三項第十九号」に改め、同項第五号中「前項第十八号」を「第三項第二十号」に改め、同項に次の一号を加える。

六 前項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書の写し

第三十五条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 銀行代理業に係る委託契約書又は再委託契約書を変更した場合

三 法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書類について、縦覧を開始した場合

四 銀行代理業に関する不祥事件が発生したことを知った場合

第三十七条第一項中「書類（」の下に「第六項及び第七項を除き、」を、「が財務事務所」の下に「

小樽出張所又は北見出張所（以下この条において「財務事務所等」という。）を、「当該財務事務所長」の下に「又は出張所長（以下この条において「財務事務所長等」という。）」を加え、同条第二項中「財務事務所長が」を「財務事務所長等が」に、「当該財務事務所長」を「当該財務事務所長等」に改め、同条第三項中「が財務事務所」を「が財務事務所等」に、「当該財務事務所長」を「当該財務事務所長等」に改め、同条第四項中「が財務事務所」を「が財務事務所等」に、「当該財務事務所長」を「当該財務事務所長等」に改め、同条第五項中「が財務事務所」を「が財務事務所等」に、「当該財務事務所長」を「当該財務事務所長等」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 銀行代理業者（外国に主たる営業所又は事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書、銀行代理業に関する報告書その他この府令に規定する書面（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するとき、当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所等の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長等とする。）を経由して提



出しなければならない。ただし、令第十七条の四第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

7 銀行代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所長等がある場合にあつては、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(銀行代理業を営む外国の法人に係る特例)

第三十八条の二 銀行代理業を営む外国の法人(銀行代理業を営もうとする外国の法人又は銀行代理業を営む外国の法人を設立をしようとする者を含む。以下この条において同じ。)は、当該銀行代理業を営む外国の法人が法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する書類又はこの府令の規定により申請書又は届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書類(以下この項及び次項において「添付書類」という。)については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

2 銀行代理業を営む外国の法人がその本国（当該銀行代理業を営む外国の法人の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。）の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずる書類（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

3 銀行代理業を営む外国の法人に対するこの府令の規定の適用については、銀行代理業を営む外国の法人の国内における主たる営業所又は事務所を主たる営業所又は事務所とみなす。

第三十九条中「又は銀行を子会社とする持株会社」を、「銀行を子会社とする持株会社又は銀行代理業者」に改め、「規定による認可」の下に「又は法第五十二条の四十二第一項の承認」を、「当該認可」の下に「又は承認」を加える。

第四十条第一項中「規定による免許」の下に「許可」を加え、同項に次の一号を加える。

五 令第十七条の四第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等

別表主要な業務の状況を示す指標の項中「総資産当期純利益率及び資本当期純利益率」を「総資産中間

純利益率及び資本中間純利益率又は総資産当期純利益率及び資本当期純利益率」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二一（第三十四条の三十九関係）

届出事項	記載事項	添付書類
<p>商号、名称又は氏名（以下この表において「商号等」という。）の変更</p>	<p>一 新商号等 二 旧商号等 三 変更年月日</p>	<p>一 理由書 二 法人であるときは、変更後の定款（これに準ずるものを含む。）及び株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録 三 就任する役員に係る次に掲</p>
<p>役員の変更</p>	<p>一 変更があつた役員の氏名及び役職名 二 就任又は退任年月日</p>	<p>一 理由書 二 法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。） 三 就任する役員に係る次に掲</p>

<p>銀行代理業を営む営業所又は事務所（以下この表において「営業所等」という。）の設置</p>	
<p>一 設置した営業所等の名称 二 所在地 三 設置した営業所等で営む銀行代理業の業務の内容（所属銀行の商号を含む。）</p>	
<p>一 理由書 二 設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面 三 設置した営業所等の付近見取図（近隣に所属銀行がある</p>	<p>げる書面 イ 履歴書 ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面 ハ 第三十四条の三十七第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であること を誓約する書面</p>

	<p>営業所等の所在地の変更</p>
<p>四 営業開始年月日</p> <p>五 営業時間及び休日</p>	<p>一 名称及び変更前の所在地</p> <p>二 変更後の所在地</p> <p>三 変更年月日</p> <p>四 営業時間及び休日</p>
<p>場合には、その距離を記載したものの。）</p> <p>四 設置した営業所等の間取図（防犯カメラ、警備状況等の整備状況の記載を含む。）</p> <p>五 顧客情報管理体制及び顧客の財産と銀行代理業者の財産との分別管理体制を記載した書面</p>	<p>理由書</p>

<p>所属銀行の変更</p>	<p>営業所等の廃止</p>	<p>営業所等の名称の変更</p>
<p>イ 当該所属銀行の商号</p> <p>一 新たに所属銀行から委託を受けることとなった場合</p>	<p>所在地</p> <p>一 廃止した営業所等の名称及び所在地</p> <p>二 廃止年月日</p>	<p>一 変更前の名称及び所在地</p> <p>二 変更後の名称</p> <p>三 変更年月日</p>
<p>二 新たに所属銀行から委託を受けることとなった場合には</p> <p>一 理由書</p>	<p>三 廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p> <p>二 廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p> <p>一 理由書</p>	<p>理由書</p>

	<p>ロ 当該委託を受けて銀行代理業を営む営業所等の名称、所在地</p> <p>ハ 当該営業所等で営む銀行代理業の業務の内容</p> <p>ニ 当該委託を受けた業務を開始する年月日</p> <p>二 新たに銀行代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合</p> <p>イ 所属銀行の商号</p> <p>ロ 当該銀行代理業再委託者の商号等</p>	<p>、当該委託契約書の写し</p> <p>三 新たに銀行代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合には、当該再委託に係る委託契約書の写し</p> <p>四 所属銀行から委託を受けなくなつた場合</p> <p>イ 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p> <p>ロ 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>
--	---	---



	<p>ハ 当該再委託を受けて銀行代理業を営む営業所等の名称、所在地</p> <p>ニ 当該営業所等で営む銀行代理業の業務の内容</p> <p>ホ 当該再委託を受けた業務を開始する年月日</p> <p>三 所属銀行から委託を受けなくなつた場合</p> <p>イ 当該所属銀行の商号</p> <p>ロ 当該所属銀行のために銀行代理業の業務を行つていた営業所等の名称及び所在地</p>	<p>五 銀行代理業再委託者からの再委託を受けなくなつた場合</p> <p>イ 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p> <p>ロ 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>
--	---	---

<p>他に営む業務の種類の変更</p>	
<p>一 開始又は廃止した業務の種類 二 開始又は廃止年月日</p>	<p>ハ 業務を廃止した年月日 四 銀行代理業再委託者からの再委託を受けなくなつた場合 イ 所属銀行の商号 ロ 当該所属銀行のために銀行代理業の業務を行つていた営業所等の名称及び所在地 ハ 当該銀行代理業再委託者の商号等 二 業務を廃止した年月日</p>
<p>一 理由書 二 業務を開始する場合にあつては、当該業務の内容及び方</p>	